

第 5 回

熊本県議会
農林水産常任委員会会議記録

令和4年12月19日

開会中

場所 第1委員会室

第5回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和4年12月19日(月曜日)

午前9時58分開議
午前10時23分休憩
午前10時26分開議
午後0時2分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第9号)
 議案第14号 熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第18号 国営川辺川土地改良事業の経費に対する市町村負担金について
 議案第19号 工事請負契約の締結について
 議案第20号 工事請負契約の変更について
 議案第21号 工事請負契約の変更について
 議案第22号 工事請負契約の変更について
 議案第44号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第10号)
 報告第1号 専決処分の報告について
 報告第2号 専決処分の報告について
 閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について
 報告事項
 ①TSMC進出効果を最大化するグラン
ドデザインについて
 ②災害復旧事業の進捗状況等について
 ③みどりの食料システム法に基づく基本
計画の策定について
 ④水田活用の直接支払交付金の交付対象
水田の見直しについて
 ⑤高病原性鳥インフルエンザへの対応に
ついて
 ⑥令和3年度の野生鳥獣による農作物の
被害状況について

出席委員(8人)

委員長 西山宗孝
 副委員長 島田稔
 委員 前川收
 委員 小早川宗弘
 委員 磯田毅
 委員 緒方勇二
 委員 河津修司
 委員 城戸淳

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 竹内信義
 政策審議監 阪本清貴
 生産經營局長 楢本亮治
 農村振興局長 清藤浩文
 森林局長 大岩禎一
 水産局長 渡辺裕倫
 農林水産政策課長 德永浩美
 団体支援課長
 兼水産振興課政策監 加藤栄一
 流通アグリビジネス課長 藤由誠
 農業技術課長 高野真
 政策監 武田好文
 農産園芸課長 池田健三
 畜産課長 鬼塚龍一
 農地・担い手支援課長 中島豪
 首席審議員
 兼農村計画課長 青木公平
 農地整備課長 永田稔
 むらづくり課長 吉住俊郎
 技術管理課長 伊藤寿朗
 森林整備課長 笹木征道
 林業振興課長 廣田邦彦
 森林保全課長 中尾倫仁
 水産振興課長 森野晃司
 漁港漁場整備課長 植野幹博

農業研究センター所長 下田安幸

事務局職員出席者

議事課主幹 平江正博

政務調査課主幹 内布志保美

午前9時58分開議

○西山宗孝委員長 では、ただいまから第5回農林水産常任委員会を開会いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、次第に記載のとおり、執行部を前半と後半の2つのグループに分けて、それぞれのグループごとに執行部の説明及び質疑を行い、全ての質疑が終了しました後に採決を行いますので、よろしくお願ひします。

また、委員会はインターネット中継が行われますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言をいただきますようお願いします。

それでは、本委員会に付託されました議案を議題とし、これについて審査を行います。

執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

初めに、竹内農林水産部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○竹内農林水産部長 本日もよろしくお願ひ申し上げます。着座にて失礼いたします。

初めに、先月の管外視察では、同行させていただきありがとうございました。視察の中で委員の皆様から頂きました御意見や視察で得た知見を今後の施策に役立てられるよう努めてまいります。

それでは、今定例会に提案しております議案の説明に先立ちまして、5点御報告させていただきます。

まず、純県産アサリの適正な流通についてです。

2月から約2か月間の出荷停止という厳しい状況を経て、4月から始まりました今年のアサリの漁期は、11月末に終わりました。本県独自の県産アサリの产地証明支援システム、熊本モデルの導入により、11月末までの推定出荷額は、5,200万円を超えており、昨年度の3.4倍となっております。

販売協力店も11月までに855店舗を認証し、関西エリアでも純粋な県産アサリを御購入いただける体制ができております。

また、流通、販売の全ての過程でDNA検査を実施しておりますが、これまでのところ外国産アサリの混入は確認されておりません。

今後も、漁業者、流通販売事業者、関係市町などと力を合わせて、純粋な県産アサリの適正な流通、販売を推進してまいります。

2点目は、7月下旬に八代海で発生したカレニア赤潮への対応についてです。

8月下旬までの間に過去2番目となる19億円を超える漁業被害がもたらされたことから、本県独自の中間魚購入支援事業を、県議会の御理解をいただき、9月議会で予算化しました。

さらに、10月7日には、国に対して、県と関係市町の連名で赤潮被害対策に関する緊急要望書を提出し、①、事業継続・経営安定に向けた支援の充実、②、有害赤潮の発生予察や被害対策技術の確立、③、へい死魚処理への支援について要望いたしました。

この結果、12月2日に成立した国の第2次補正予算に赤潮に強い持続可能な養殖生産体制の構築に向けた支援が盛り込まれております。現在、この事業を最大限活用して赤潮被害の軽減を図るため、国との協議を進めているところです。

要望活動に当たりましては、県議会からも心強い御支援を賜りましたことに感謝申し上

げますとともに、今後も関係市町や漁業団体と連携し、被害を受けられた養殖業者の方々が安心して経営を続けられるよう、引き続き支援してまいります。

3点目は、牛深ハイヤ大橋についてです。

昨年8月に支承の損傷が確認されたため、学識経験者及び専門家による検討委員会を設置し、御意見を頂きながら、原因究明及び恒久対策の検討を行ってまいりました。

先週14日に、第4回委員会を開催し、損傷要因の検討結果に基づいて、施工可能な恒久対策工法4案を選定いただきました。

今後は、耐久性や景観、経済性、施工性、緊急時の対応の容易さなどの観点で、この4案を総合的に比較検討し、恒久対策実施案を決定し、できる限り早く工事に着手したいと考えております。地域経済や地元住民の方々の生活を支え、これからも地域のシンボルとして長く親しんでいただけるよう、しっかりと取り組んでまいります。

4点目は、平成28年度に発生した熊本地震及び豪雨に係る農地等災害復旧事業の進捗状況についてです。

先月25日に、県が受託しております南阿蘇村戸下地区における農業用水利施設の復旧工事が完了し、平成28年災に係る団体営事業は全て完了いたしました。

県営事業につきましても、残るところ西原村の大切畑ダムのみとなっております。熊本地震からの復旧の総仕上げとして、令和7年度内の完成に向けて、最後まで着実に工事を進めてまいります。

最後5点目は、鳥インフルエンザの防疫対策についてです。

10月28日に、岡山県及び北海道で、家禽において今シーズン初めてとなる鳥インフルエンザが発生し、11月18日以降、九州・沖縄でも、鹿児島、宮崎、佐賀、沖縄、福岡の5県で発生しております。全国の殺処分数は、既に約653万羽に上り、平成15年以降最多であ

った令和2年の同時期と比較して1.9倍もの殺処分が行われている状況です。

既に県では、養鶏農場に対して知事による消毒命令を告示し、発生予防及び蔓延防止に万全を期しております。詳細は、後ほどその他報告にて担当課長から説明させていただきます。

それでは、今回提案しております議案等の概要を御説明させていただきます。

予算関係が2件、条例等関係が6件、報告関係が2件となっております。

まず、予算関係では、通常分と職員給与改定分の2件の補正予算がございます。

通常分では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた農林水産漁業者への支援のほか、国の防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策等に基づく施策、台風14号を含む災害からの復旧などに係る予算として、165億7,000万円余の増額補正を提案しております。

また、年間を通じた公共工事の平準化を図るためのいわゆるゼロ国債、ゼロ県債の設定や繰越明許費の設定も併せて提案しております。

職員給与改定分では、県人事委員会勧告に基づく給与改定として、6,000万円余の増額補正を提案しております。

これにより、補正後の現計予算額は、一般会計、特別会計を合わせて929億円余となります。

その他、条例等関係では、国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定、農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金1件、工事請負契約の締結、変更4件を提案しております。

また、報告事項は、職員による交通事故に係る専決処分の報告が2件ございます。

以上が今回提案しております議案の概要です。

加えまして、その他報告事項が6件ござい

ます。

詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長から説明させますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○西山宗孝委員長 次に、付託議案等について、担当課長から資料に従い順次説明をお願いいたします。

○徳永農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会説明資料、予算関係及び条例等関係の4ページをお願いいたします。

令和4年度12月補正予算総括表でございます。

補正額(B)の欄の一番下、合計欄を御覧ください。

農林水産部の12月補正の合計額は165億7,000万円余の増額補正で、12月補正後の総額は、同じく合計欄の一番右のとおり、928億4,400万円余となっております。

各予算の内容を各課から主なものを説明いたしますが、3ページに、米印、資料凡例として説明欄を設けております。該当事業には、マル新、燃油等高騰対策、7月豪雨、強靭化、TPP等と記載しております。

次に、青い表紙の農林水産常任委員会説明資料、予算関係追号をお願いします。

2ページをお願いします。

令和4年度12月補正予算総括表、職員給与改定分でございます。

今回の追加提案分に係る補正予算につきましては、本年10月の人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴う全庁共通の事柄でございます。

(C)欄の一番下を御覧ください。

農林水産部全体で6,900万円余の増額補正で、通常分と合わせ、補正後の総額は、一番右のとおり、929億1,300万円余となっており

ます。

3ページをお願いします。

農林水産政策課関係の職員給与改定分でございます。

県内の民間給与水準との格差を踏まえ、職員の給料や期末・勤勉手当等の額を引き上げるものであります。

(C)欄の一番下に記載のとおり、農林水産政策課では349万円余の増額補正をお願いしています。

4ページ以降の各課の職員給与改定分補正額につきましても同様の内容ですので、各課からの説明は省略させていただきます。

恐れ入りますが、元の資料の22ページをお願いいたします。

令和4年度12月補正予算における令和4年度繰越明許費の設定でございます。設定額につきましては、今年度の進捗状況等を踏まえて算出しております。

一番下の合計額でございます。

農林水産部全体で392億8,900万円余となっております。

農林水産政策課は以上です。

○笹木森林整備課長 森林整備課でございます。

資料の14ページをお願いします。

2段目、造林事業費につきましては、説明欄のとおり、植栽、下刈り、間伐等一連の造林事業に対する助成事業として、その基本となる森林環境保全整備事業について、防災・減災、国土強靭化に係る国の経済対策を踏まえまして、事業者等への支援を早急に行うため、増額をお願いしております。

3段目、国庫支出金返納金につきましては、説明欄のとおり、主伐・植栽一貫作業システム支援事業で行った植栽事業において、事業者の補助申請に誤りがあったことから、これに係る国庫支出金の返納を行うものであります。

森林整備課の説明は以上です。

○廣田林業振興課長 林業振興課でございます。

15ページをお願いいたします。

2段目の現年林道災害復旧費は、本年9月の台風14号により被災しました林道の復旧を行う市町村に対する助成を行うものでございます。

林業振興課は以上です。

○中尾森林保全課長 森林保全課でございます。

16ページをお願いします。

まず、2段目の治山事業費について、説明欄の1の治山事業は、令和4年度経済対策として、防災・減災のために取り組む重要なインフラ周辺等の荒廃森林の復旧や予防に要する経費です。

説明欄2の治山激甚災害対策特別緊急事業は、令和2年7月豪雨の被害箇所の復旧を令和3年度から5か年で行う事業で、緊急かつ集中的に治山事業により実施するための経費です。これも経済対策として国庫を活用して取り組みます。

下のページの1段目、債務負担行為の追加を記載しております。

説明欄の山地災害危険地区等調査業務は、出水期前に調査を終えて、地区住民の早期避難につなげる必要があることから、債務負担をお願いしているところです。

次の2段目の緊急治山事業から下の事業については、説明欄のとおり、今年9月の台風14号により発生した山地災害で、2段目の緊急治山事業は、国庫を活用して緊急に復旧する経費を、3段目の単県治山事業(県営事業)は、国庫補助の対象とならない山地災害のうち、保安林内で復旧する事業を、下から2段目の現年治山災害復旧事業は、被災した治山施設の復旧に要する経費を計上しています。

森林保全課は以上です。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

18ページをお願いします。

2段目、浅海増養殖振興事業費でございますが、債務負担行為の追加をお願いしております。

これは、生食用カキとして流通するクマモト・オイスターが、食品衛生法で定められた衛生基準を満たしているかについて、出荷期間中に定期的に検査を行うものですが、年度当初から事業を実施するため、今年度内に契約を行う必要があり、今回債務負担行為の追加をお願いするものです。

3段目の水産物流通対策事業費の説明欄、漁業経営安定対策緊急支援事業につきましては、電気料金の高騰の影響を受けている漁業の冷凍冷蔵施設などの共同利用施設における利用者の負担を軽減するため、電気料金の上昇分に対し一部助成するものです。

下から2段目の栽培事業運営費の説明欄、種苗生産施設整備費につきましては、今年9月に発生した台風14号により、種苗生産施設におけるイサキ等の親の魚を養成する海面いかだなどが被害を受けたことから、施設の補修に要する経費でございます。

水産振興課は以上です。

○植野漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

19ページの2段目の水産環境整備事業費は、漁場の環境改善を行う事業で、説明欄のとおりゼロ国債を設定するものです。

これは、干潟漁場の環境改善のために、熊本・有明地区で覆砂工事を予定していますが、工事施工のノリ養殖への影響を避けるため、8月末までに施工完了できるよう、年度初めから工事に着手するためのものです。

4段目の漁港関係海岸保全事業費は、説明

欄のとおり、漁港関係海岸メンテナンス事業の国の経済対策分で、海岸保全施設の長寿命化に要する経費です。牛深漁港海岸ほか1海岸の定期点検及び長寿命化計画の見直しを行うものです。

最下段の単県漁港改良事業費は、郡浦漁港で消波ブロック設置工事を予定していますが、ノリ養殖への影響を避けるため、年度初めから工事に着手できるよう、ゼロ国債を設定するものです。

20ページをお願いします。

1段目の漁村再生整備事業費は、説明欄のとおり、漁村の再生支援のために生産基盤や生活環境の整備に取り組む市町に対する助成です。宇土市管理の住吉漁港の物揚げ場整備を推進し、早期に事業効果を発揮させるための増額補正です。

2段目の漁港関係港整備事業費のうち、説明欄の水産物供給基盤機能保全事業費は、国の経済対策分で、牛深漁港のハイヤ大橋の恒久対策や塩屋漁港の防波堤補修など、漁港施設の長寿命化対策に要する経費です。

3段目の水産物供給基盤機能保全事業は、玉名市管理の大正開漁港ほか4漁港の泊地しゅんせつなどの工事のノリ養殖への影響を回避するために、年度初めから工事に着手できるよう、ゼロ国債を設定するものです。

最下段の水産生産基盤整備事業費は、国の経済対策分で、赤瀬漁港ほか1漁港の浮き桟橋設置や護岸の耐震化など、漁港施設の整備を行うものです。

21ページの説明欄の1つ目の水産生産基盤整備事業は、熊本市管理の天明漁港の物揚げ場や泊地の整備を行うもので、工事施工のノリ養殖への影響を避けるため、年度初めから工事に着手できるよう、ゼロ国債を設定するものです。

2段目の海岸漂着物等地域対策推進事業費は、台風や大雨により海域に流入する流木等の回収、処分等に要する経費で、台風14号な

どの影響で漁業活動に支障となる流木等が当初の想定より増加したため、増額補正をお願いするものです。

漁港漁場整備課は以上です。

○徳永農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

36ページをお願いします。

専決処分の報告です。

職員による交通事故の和解及び賠償額の決定で2件報告させていただきます。

まず、37ページにより説明させていただきます。

事故の概要ですが、令和4年1月31日に熊本市で発生した交通事故に伴うものです。

事故の当事者は、県央広域本部上益城地域振興局農林部農地整備課の登記専門員で、相手方は個人の車両です。

一番下の6、事故の状況を御覧ください。

訪問先駐車場から出庫する際、同駐車場から出庫しようとした相手車両と衝突したものです。

4、過失割合のとおり、県の賠償責任が50%で、5、損害額及び損害賠償額のとおり、県と相手方の負担額を相殺し、損害賠償額として1万2,000円を賠償するもので、11月24日に示談が成立しております。

次に、39ページをお願いします。

事故の概要ですが、令和4年7月25日に玉名市で発生した交通事故に伴うものです。

事故の当事者は、県北広域本部玉名地域振興局農林部農業普及・振興課の参事で、相手方は個人車両です。

一番下の6、事故の状況を御覧ください。

訪問先駐車場からバックで発進した際、後方に駐車中の相手方車両に衝突したものです。

4、過失割合のとおり、県の賠償責任が100%で、5、損害額及び損害賠償額のとおり、相手方損害額の全額21万463円を賠償す

るもので、11月30日に示談が成立しております。

交通事故防止につきましては、職場での研修の実施や各種会議での注意喚起等を一層強化してまいります。

農林水産政策課は以上です。

○西山宗孝委員長 以上で前半グループの説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○前川收委員 14ページの森林整備課、お願いします。

3段落目で国庫支出返納金、主伐・植栽一貫作業システム支援事業国庫返納金、14ページですね。ということで、今回1,600万円の返納が生まれているということでありまして、山の造林事業の補助金として1,600万というのは結構大きな額だなという感じがいたしておりますが、1つの箇所で何か誤りがあったのか、それとも複数箇所で申請の誤りがあって、合わせたらこうなったのか、ちょっと具体的に、場所とか特定できるようなことを言う必要はありませんが、概要的なものを教えてください。

○笹木森林整備課長 森林整備課でございます。

この事業での返還につきましては、ある事業体において、おととしにこの事業を初めて利用されたんですけれども、事業内容というのをちょっと誤認してしまっておりまして、植栽について、20ヘクタールほどの植栽を合計でいくとしましたけれども、それについて、同一箇所を別の事業、詳しく言います

と、森林環境保全整備事業なんですけれども、それでちょっと重複して申請してしまったということでございます。それについて事業実施してしまった結果、補助金を過大に受け取ってしまっていたのが後で分かりましたので、それについては事業体等もよく理解をしていただきまして、過大に受け取っているものなので返還しようということで、このような形になってございます。

○前川收委員 森林環境保全事業で補助金を受けているところを、どっちが先だったか知りませんけれども、主伐・植栽一貫作業システムのほうでも、同じ箇所を重ねて補助金申請をしてしまっていたということが分かったということですね。分かりました。ということは、手続上どっかに瑕疵があって、それがずっとこう重なっていて返納になったということではなくて、1か所が間違っていたということだったわけですね。

○笹木森林整備課長 同一の申請において、1か所という、箇所としては1か所ではないんですけども、同年度の同一の申請において、もう単年度限りというんですかね、それでのそういう申請のミスがございまして、この件に至っております。

以上です。

○前川收委員 受け取れるものだと思ってたのが間違いだったということか、もしくはそうだったのかと気づかれたのか別にして、いずれにしても返納として1,600万は大きいなというふうに思いますので、ぜひ、これからそもそも同じところに申請がないように、チェックは多分県でなさっているだろうと思いますので、そのチェックがうまくいかなくて、結果としてこうなったのかなというふうに思ってますので、これからしっかり気をつけていただくようにお願いいたします。

何かダブルチェックなんかしてますか。

○笛木森林整備課長 森林整備課でございます。

当事業、森林環境保全整備事業にシステム的にチェックする仕組みがあるんですけれども、この主伐・植栽一貫作業システムの支援事業につきましては、ちょっと国のモデル事業的なところもあって、双方でシステム的にチェックするような機能もなかったものですから、これ以降、そこの機能を設けるなどして対策を取っていきたいと思います。

この件を踏まえて、県内の各事業体の皆様に対しては、改めて補助金の適正執行に係る会議を開くなどして、また我々としても、その点について改めて勉強するなどして対応しておりますので、この件をちょっと生かしながら、今後こうしたことがないように対応したいと思います。

以上でございます。

○西山宗孝委員長 ほかにございませんか——ほかになれば、以上で前半グループの質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えを行いますので、約5分ほど休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時26分開議

○西山宗孝委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

後半グループ各課の付託議案について、担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

なお、委員会はインターネット中継が行われておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに少し近づいて、明瞭に発言をいただきますようお願いします。

執行部からの説明及び質疑応答は、効率よ

く進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

○高野農業技術課長 農業技術課でございます。

5ページをお願いいたします。

2段目の肥料取締事業費の説明欄、肥料価格高騰緊急支援事業は、化学肥料の削減に取り組む農業者グループへの肥料費の高騰分に対する助成でございます。国の肥料価格高騰対策による助成について県が上乗せして助成する事業で、6月補正で措置させていただいた秋肥購入分の予算に春肥購入分のための金額を追加するものでございます。

4段目の農業気象対策事業費は、説明欄のとおり、営農対策として阿蘇火山等の降灰量などを調査委託する業務で、令和5年度も年度当初から継続して調査を実施するための債務負担行為の追加でございます。

農業技術課は以上でございます。

○池田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

6ページをお願いいたします。

まず、2段目の農作物対策推進事業費の経営所得安定対策等推進事業につきましては、国の補助金の申請手続のオンライン化を図るため、地域農業再生協議会が保有します水田台帳のデータを、農林水産省の共通申請サービス、通称eMAFFと言いますが、に移行するための助成でございます。

その下の農業気象対策事業費の園芸産地における事業継続強化対策事業は、災害に強い産地づくりに必要なハウス補強等に対する助成でございまして、本年の国の経済対策を活用するものでございます。

その下の野菜振興対策費の生産資材価格高騰緊急対策事業は、燃油や生産資材の価格高騰対策として国の交付金を活用するもので、農業者のコスト削減に資する資機材の導入や

集出荷施設等の電気、燃料などの動力光熱費の高騰に対する助成でございます。

農産園芸課は以上でございます。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。

7ページをお願いいたします。

2段目の畜産振興対策事業費でございます。

説明欄の熊本酪農飼料自給力向上緊急対策事業は、粗飼料の利用割合が高い酪農経営を対象に、生産コスト削減や飼料自給率の向上等の取組を要件として、購入粗飼料価格上昇分の一部を助成するものでございます。

具体的には、本年4月から乳価改定前の10月までの購入粗飼料の価格上昇分について、経産牛1頭当たり4,000円を上限として国補填金1万円に上乗せする形で支援を行うものでございます。

畜産課は以上でございます。

○中島農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

8ページをお願いします。

上から2行目、新しい農業の担い手育成費の説明欄、くまもと農のひとづくり事業は、本県農業を支える農業リーダーの育成や青年農業者の活動支援などに要する経費で、農業技術習得のための海外農業研修助成において、当初4人計画しておりましたが、新たに2人追加応募がありましたので、今回要望するものでございます。

農地・担い手支援課は以上です。

○青木農村計画課長 農村計画課でございます。

9ページをお願いします。

2段目の土地改良施設維持管理事業費については、農業農村整備事業によって造成された施設の管理等に対する助成であり、今般の電気料金の高騰を受けまして、農業水利施設

で使用する電気料金について、高騰分の一部を助成するため、補正予算を要求するものです。

説明欄1にありますとおり、国営造成施設維持管理事業費を増額して、国営事業で造成した施設への助成を、また、説明欄2にありますとおり、新規事業として、農業水利施設電気料金高騰対策事業として、国営以外の施設のうち、土地改良区が管理している施設への助成を行います。この新規事業につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用して助成を行います。

3段目の農業農村整備調査計画費については、国の経済対策に伴うもので、国土強靭化関連として、防災重点農業用ため池の耐震、耐性の調査を前倒しで行うものです。

農村計画課は以上です。

○永田農地整備課長 農地整備課でございます。

10ページをお願いします。

2段目の県営中山間地域総合整備事業費についてですが、説明欄のとおり、国の経済対策のうち、国土強靭化に対応して、中山間地域における農業生産基盤整備を実施するものです。

3段目の農業生産基盤整備事業費については、国の経済対策として、農地の区画整理、農業用排水施設等の整備を実施するものです。

5段目の海岸保全事業費については、災害関連大規模漂着流木等処理対策事業費で、7月の大台風14号により農地海岸に漂着した流木等の処理を実施するものです。

6段目の農地防災事業費については、国の経済対策として、湛水被害防止施設等の整備を実施するものです。

11ページ、1段目については、説明欄のとおり、長洲町の平原地区農村地域防災減災事業における排水機場の実施整備に当たり、債

務負担行為の変更をお諮りするものです。

11ページ、3段目の農地災害復旧費でございますが、この内訳が、4段目に団体営を、5段目に県営を記載しております。説明欄のとおり、本年7月からの大雪や台風14号により被災した農地や農業用施設の復旧に要する経費でございます。

農地整備課は以上です。

○吉住むらづくり課長 むらづくり課でございます。

説明資料12ページをお願いします。

上段は、中山間直接支払事業の国庫返納金でございます。各市町村で面積減がありましたので、その分を今回補正いたします。

中段の鳥獣被害防止総合対策、R4経済対策分は、国の経済対策に乗せまして市町村協議会等が早急に実施する侵入防止柵等の整備に対する支援でございます。

それから下段、多面的機能支払事業の国庫返納金でございます。

こちらは、昨年分の事務手続として今年の9月に補正しましたが、その後、活動地域内で事務手続に誤りがあったと市町村から相談を受けた分、その分の国庫返納金でございます。

中山間直接支払事業、多面的機能支払事業とも、国費に県費を加えて交付しておりますので、市町村からの返納があった場合、県の上乗せ分を差し引いて国庫に返納をいたします。

むらづくり課は以上です。

○伊藤技術管理課長 技術管理課でございます。

13ページをお願いいたします。

まず、2段目の地籍調査費でございます。

説明欄のとおり、国の経済対策を活用し、国土強靭化を推進するとして増額をお願いするものです。

内容は、土砂災害警戒区域等において、市町村が実施する地籍調査に対する助成になります。

次に、4段目の債務負担行為の追加についてです。

説明欄の積算基礎資材単価調査業務は、農林水産部が発注する公共工事の積算資料とするため、建設資材単価の調査を行うものです。本業務に4月から取りかかるためには、年度内に委託契約を行う必要があることから、債務負担行為を追加したいというものでございます。

技術管理課は以上です。

○青木農村計画課長 農村計画課でございます。

23ページをお願いします。

ここからは、条例等関係の議案について御説明をいたします。

まず、23ページ、議案第14号、熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正前の熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例につきましては、土地改良法に基づき、国営土地改良事業の施行に係る負担金の徴収について規定する条例であり、昭和44年3月に制定されたものです。

25ページ、条例案の概要を御覧ください。

2番、条例制定の趣旨にありますとおり、国営川辺川土地改良事業が本年度に完了することに伴い、翌令和5年度から負担金の徴収を行うため、関係規定を整備するものです。

具体的には、3番、改正内容にありますとおり、受益者から徴収する負担金に係る消費税に関する規定の追加、国営事業で取得した土地を一定の期間内に目的外の用途に供した場合に徴収する特別徴収金についての規定の整備、その他規定の整理を行うものです。

続きまして、26ページをお願いします。

議案第18号、国営川辺川土地改良事業の經

費に対する市町村負担金についてでございます。

27ページ、議案の概要を御覧ください。

先ほど議案第14号でも御説明しましたが、国営川辺川土地改良事業が本年度に完了いたします。

2番、議案の趣旨にありますとおり、土地改良法第90条第9項、第10項の規定に基づき、市町村の負担金について、県議会の議決を経る必要があり、お諮りするものです。

今議会におきましては、3番、議案内容にありますとおり、人吉市2,371万3,000円、錦町9,380万6,000円、あさぎり町1億2,745万円、相良村4,635万円、山江村1億4,265万円、以上を市町村の負担すべき額としてお諮りするものでございます。

なお、今回お諮りするのは、市町村の負担額の一部であり、残額については、事業費が最終的に確定する来年度にお諮りする予定です。

農村計画課は以上です。

○永田農地整備課長 28ページをお願いいたします。

ここから、工事請負契約の締結、変更4件、お諮りいたします。

まず、議案第19号、工事請負契約の締結についてです。

工事名は、松原地区農村地域防災減災事業(湛防)第7号工事他合併です。

工事内容は、排水機場下部工、工事場所は、宇土市馬之瀬地内です。工期は、契約締結の日の翌日から令和7年3月28日まで、契約金額は、12億7,710万円です。契約の相手方は、吉田・中内・三洲建設工事共同企業体、代表者は、株式会社吉田企業です。契約方法は、一般競争入札です。

30ページをお願いします。

工事請負契約の変更についてです。

まず、議案第20号、令和元年11月議会にお

いて議決されました大切畠地区県営農地等災害復旧事業第1号工事の請負契約のうち、工期、令和6年2月29日までを令和7年11月28日までに、契約金額70億617万5,176円を86億6,678万6,216円に変更するものです。

工事の概要については、31ページのとおりで、ダムの本体工事です。

請負契約の変更理由については、3に記載しておりますが、湧水の発生により先行工事における対応に期間を要したこと、築堤に用いる現地掘削土に転石が混入していたため、材料選別等の手間及び時間を要したことなどによるものです。

32ページをお願いします。

議案第21号、令和3年2月議会において議決されました第一海路口地区排水対策特別事業第1号工事の請負契約につきまして、契約金額について、7億3,900万円を7億6,766万9,788円に変更するものです。

事業の概要については、33ページのとおりで、排水機場の下部工の施工を行う工事です。

請負契約の変更については、3番に記載しておりますが、濁水処理工の期間延長による機械経費及び週休2日工事への取組による現場管理費等の増によるものです。

34ページをお願いいたします。

工事請負契約の変更の3件目、最後の1つです。

議案第22号、令和3年2月議会において議決されました金剛地区農村地域防災減災事業(湛防)第2号工事他合併工事の請負契約につきまして、工期について、令和5年3月1日までを令和5年3月27日までに変更するものです。

事業の概要については、35ページのとおりで、排水ポンプの設備の製作据付けを行う工事です。

請負契約の変更理由については、3に記載しておりますが、湧水の発生により、その処

理に不測の時間を要したことによるもので
す。

農地整備課は以上です。

○西山宗孝委員長 以上で後半グループの説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思
います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当
課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、
着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑ございませんか。

○前川收委員 複数ありますが、ちょっとま
とめて、5ページの肥料取締事業費、農業技
術課。

化学肥料の削減に取り組む農業グループへ
の肥料費の高騰分に対する助成金、7割国費
で、残り3割を県と市町村でやると言っていた
あの事業の秋肥分というお話ですかね。

その内容と似たような話で、翌6ページ、
野菜振興対策費、これもまた生産資材の高騰
に対する緊急対策ということ、それから次の
7ページ、これまた酪農の粗飼料に対する助
成金ということで、次もですけれども、とにかく
今回の補正の中には、今お話をさせていた
だいたとおり、物価高騰に対する農業資材
や、それから原料、燃油等々に対する費用と
いうものの対策を練っていただいておりま
して、国の様々な方策に呼応した予算だとい
ふうには思っておりますから、基本的には感
謝したいというふうに思ってますけれども、
今回の物価高騰がいつ終わるのかが、ほとん
ど誰も分からない状態かなと。

コロナから始まって、次にウクライナ、そ
して円安、ざくっと言えば、3つぐらいのい
ろんな国際情勢の変化というものによって、
諸物価が上がっているということ、それに対
して、国産で産業をやっていこうという部分
について、非常にしわ寄せが来ております。

そのしわ寄せの分を、普通の企業であれば、
御存じのとおり、いわゆる価格に転嫁する、
販売価格に転嫁して、その転嫁分によって、
その負担分を賄う、消費者がちゃんと払うと
いう話、これが普通なんですね。

ところが、農業分野については、そもそも
流通の制度が、これだけかかったから幾らで
売りますという話じゃなくて、全部市場原理
で競りで成り立つ、生産者側から特定されな
い、値段を決められない、製造原価が幾らか
かりましたという話ができない、できるんで
しょうけれども、言っても仕方ない、そうい
った状況になっております。

それで、結局、その差額分は、やっぱり誰
かが補填する以外、農家はもう全部潰れると
いう形になるでしょう。農家以外、農家だけ
じゃなくて、それは漁業もそうでしょうし、
一次産業は全部だと思います。

物価高騰対策で価格がコントロールできな
い状況の中の差額分、これをいわゆる今の補
助金で埋めていただいているという状況にあ
るわけでありますが、心配なのは、これが一
時的な物価高騰で、来年は元に戻るのか、果
たして基準はどこなのか、去年の値段が今年
上がりましたねという去年の値段が基準なの
か。そしたら、今年の値段がこのまま続けば
上がってないんですね、来年は。しかし、今
年の値段はぐっともう上がった状況の値段な
んですね。

そういう全体的な話として、これから様
々、いろんな省エネに対する資材とか、そ
ういったことをやっていただきかなきやいかぬと
いうふうに思ってますが、国と常に政策を共
有されている農林水産部として、どんな見通
しを立ててらっしゃるのか。

なかなかこれは難しい話だと思いますけれ
ども、先行きが物すごく不安定なんですね。
それは、多分皆さんも分からぬという以上、
農家はもっと不安だと思ってますけれども、
その辺の対策の具体的な何か話というの

があれば教えていただければと思いますが。

○西山宗孝委員長 これは、5ページから7ページの間での御質問でございますので、最初に、担当課で農業技術課、高野課長。

○高野農業技術課長 農業技術課でございます。

肥料の価格の状況でございます。

まず、今回の予算措置については、11月から5月に購入する春肥の分について追加するものです。秋肥の今までの価格に比べまして、全農等の価格は、平均すると10%程度増加するという情報があっておりますので、そのくらいの増加を見込んでいるところです。

なお、5月までの対策でございますので、6月以降については現時点未定でございますが、肥料価格に影響を与えます факторとして、円安の状況は若干緩和されております。あと、船賃ですね。船賃が高かったという点についても、以前よりは幾らか緩和しております。

そのほか、肥料原料の供給状況ですか、そういった点については、まだこれからどうなるかはっきりしないというところを聞いておりまして、価格が一気に改善するという見通しは、まだ今のところは言えないというような情報をせんだって聞いたところでございます。対策がどうなるかについては、ちょっと触れられないという状態でございます。

以上です。

○西山宗孝委員長 続いて、池田農産園芸課長。

○池田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

今般の支援につきましては、もう先ほど来話がございますが、肥料が4割上がってます。燃油も4割ぐらい上がっている、また、

電気代も1割ちょっとぐらい上がっているという中で、前川委員御指摘のとおり長期化するおそれもあるということで、農家が取り組みます低コストの取組、要は、肥料代を削減するとか、そういう取組に対する資機材を導入した場合に支援するものでございます。

これにつきましては、昨年度から資機材導入支援を行っているところですけれども、今般の多くの資材が高騰しているというものを踏まえまして、今回国の交付金を活用して、再度資機材の導入支援をやっているところでございます。

あわせて、電気代の高騰という話もございましたが、農家が利用料を払っておりますカントリーエレベーターとか集出荷施設、それにつきましても半分の補助を計画しているところでございます。

以上でございます。

○西山宗孝委員長 続いて、鬼塚畜産課長。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。

今回の事業につきましては、特に6月補正とかで、配合飼料については、生産者の負担金の一部を補助しておりますけれども、国の制度で価格安定制度がありますので、高騰していくときには、その中で差額分を埋めていくというような状況でございますけれども、同じように、粗飼料についても、輸入粗飼料については相当上がっております。この分については、何ら手当てがないということで、特に粗飼料を多く使う酪農経営について非常に経営が厳しくなっていると。

そういう中で、国の方で今回対策が出て、経産牛1頭当たり1万円というような対策が出ております。この1万円につきましては、先ほど農産物は価格転嫁ができないという話ですけれども、生乳については、メーカーと指定団体の交渉の中で、価格転嫁といいますか、価格を決めていくという制度になつ

てますので、生産者の意向もその中に入ってくると。

今回、11月に飲用乳の乳価が10円上がったということで、この分については、生産者はもっと上げてほしいという要望はあったようですけれども、その分今回の物価高騰等の影響を緩和するような措置が10円上がったと。ただし、4月から10月までの間は、全く今までの乳価で来てたということで、非常に厳しい状況が続いていたと。

特に、その中で、何の補填もできなかつた粗飼料について、国が1万円ということなので、これが県の試算によると、粗飼料の値上がり分が大体2万1,000円程度あったということで、その9割の2万円のうちの半分程度を国が見ているということで、県のほうで上限4,000円ということで、今回は、4月から10月の間の経産牛の頭数に応じて補填するというふうな状況でございます。

ちょっと長くなりますが、畜産の場合は、さらに子牛、または肉用牛、豚、鶏卵等、各畜種において経営安定対策というものがございまして、生産コストが割り込んでいく場合には、その差額の全額とか9割とかという形で補填がありますので、セーフティーネットとしては、ある程度きちんとできていると。ただし、酪農については、その乳価交渉の中でいくというような、そういう状況でございます。

畜産課は以上でございます。

○西山宗孝委員長 大方の今答弁がありました。

○前川收委員 すみません。それぞれに少しずつ違う内容でありますけれども、価格高騰対策に対して、飼料というか、原材料のほうですね、農家から見れば、の高騰対策について、それぞれの課ごとに対策をしていただいてますが、ぜひお願いしたいのは、農家の

声をしっかりと聞きながら、それぞれの現状に合ったお手伝いというのかな、補助金とあまり言いたくないんですけども、さっき言ったとおりでありますと、酪農は、確かに価格交渉ができますし、セーフティーネットがあれば、それはそれでいいんですけども、ないところがたくさんある。セーフティーネットがあつてもぎりぎりというところでありますから、ぜひ国をリードする形で、県として、その価格に転嫁できない産業たる一次産業について、しっかりと部長、現状を把握しながら、お手伝い、補填をしていくという形、それ以外には、もう農家が潰れていくしかない。

産業の持続可能性というお話がよくありますけれども、現状において、その持続可能性を追求することができない状況になるというふうに思っておりますので、ぜひその取組についての意気込みをお願いしたいと思います。

○竹内農林水産部長 委員おっしゃるように、この世界的な流れの中での価格高騰ということに対してどう向き合うかというのを、私ども非常に内部でも検討してきているところでございます。

1点目は、今回、ちょっとすみません、御説明が漏れていますけれども、今回の資料の3ページのほうに、燃油等高騰対策ということで、ずっと凡例をつけさせていただいておりますけれども、この新型コロナウイルス感染症の対応の地方創生臨時交付金を使って、要は、農業県、農林水産業県として、より影響が大きく出る可能性が多いので、緊急的に上がっている部分については、国の施策を活用しながら、適時速やかに予算化させていただいております。

今般も7億数千万円積み上げさせていただきまして、これまで、こういったのを使って、農林水産分野で15億円余の予算化をさせ

ていただいております。これは、一方で、先生おっしゃるような緊急的な措置ということです。

今回の国のはうの施策も、大体令和2年比で何割上がっているかというところで、緊急対策を打つか打たないかというような境目がまいります。おっしゃるように、長期化すると、それが価格高騰で高止まりすると、そこが緊急対策になつていかないと。この部分につきましては、それぞれの分野から農林水産省のはうに、早い段階から固定化することによる支援が手薄くなる可能性、これはまさに価格転嫁がしにくいでどうしていくかということで、お願いを——やはり、例えば地震とか災害であれば、それは地域性がありますけれども、今回のような全国レベルでやる部分については、国がしっかりと制度として確立していただきたい、そういうお話をしているところです。

一方で、国の動きとして、フランスのエガリム法等を見ながら、法制化をどうするか、独占禁止法との関係がございまして、価格を一律にするというのが難しい法体系の中でどうするかという議論が進められておりままで、議論の状況を注視しつつ、我々としては、片や国産化、一方でコスト削減、そういうところへの支援というのをしっかりとやつていこうということで考えているところでございます。

しっかりと状況を見ながら、適時適切に国とも意見交換しながら対応していきたいと思っておりままでの、引き続きよろしくお願ひいたします。

○前川收委員 どうぞよろしくお願ひいたします。

市町村とか県行政だけで解決できる話じゃないというふうに思いますし、一次産業を未来ある産業に変えていくためには、今部長からもお話がありましたけれども、一次産業の

価格を決めるプロセスの制度をしっかりと考えていかないと、このままじゃなかなか厳しいなということを感じているところでありますので、ぜひよろしくお願ひいたしたいと思います。

以上です。

○西山宗孝委員長 ほかにございませんか。

○緒方勇二委員 13ページの技術管理課にお尋ねいたします。

地籍調査費で、土砂災害警戒区域等における地籍調査を実施する市町村に対する助成とありますが、通常であれば3億3,000万ぐらいが、今回補正で10億ほどついてますけれども、この土砂災害警戒区域が、地籍調査がそもそもされてなかつたんでしょうか。

それと、これは森林保全課とか、これに災害に強い森づくりとか、あるいは重要インフラ、かつては介護施設の裏山とか随分ありましたけれども、そういう問題と連動しているのかどうか。ちょっと10億ほどついてますけれども、この辺の何かもくろみがあるのであれば、この何ゆえか地籍調査がこの区域に限ってはできなかつた理由とか、何かあるんでしょうかね。

○伊藤技術管理課長 ここに書いてございます土砂災害警戒区域等というところがありまして、区域としては、7つの区域で、土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域、災害危険区域、地滑り防止区域、急傾斜地崩壊危険区域とか、あと津波災害警戒区域と最後が浸水想定区域ということで、これらの区域を含む部分で、来年度、市町村が地籍調査を予定しているところに助成するということで、完全にその土砂災害警戒区域等だけを地籍調査する部分に経済対策を充てるというよりも、この部分を含んで地籍調査をされるところは、国土強靭化を推進するという意味で、經

済対策の予算を充てようと考えているところでございます。

土砂災害警戒区域なのに地籍調査がされてなかつたというよりも、たまたまそれぞれの市町村で地籍調査進捗がございますけれども、土砂災害警戒区域等を優先的にするというふうな形でそれぞれ市町村やっているわけじゃございませんで、たまたま来年度、土砂災害警戒区域等を推進できる市町村は経済対策で補正を頂けるということで、今回追加をお願いしているところです。森林関係との森林局との連携については、今のところはそこまで想定はしておりません。

○緒方勇二委員 土砂災害警戒区域と、ほか7つの区域とか、そういうお話をいたしましたね。ですから、なかなか手をつけられなかつたところをいよいよこの強靱化のメニューができる、全ての基が地籍調査でしょうから、そういう考え方の下に今回ということですね。

頻発する災害を受けて、こういうところがなかなか市町村も手をつけられずに今日まで来て、いよいよこれが調査が入るんだろうなと思いながらも、片方で、こういうところが今まで手つかずであったのかなというふうに私認識してしまったので、そういうことはどういうことにつながっていくのかなと。整備が進むんだ——あるいは、かつて一般質問でも他の議員からも出ましたけれども、介護施設とか急傾斜地からの待ち受け予算で移転事業とか随分対策メニューを講じてきましたけれども、こういうことにしっかりとこれがつながる基になるんだなというふうに理解してよろしいですかね。

○伊藤技術管理課長 委員のおっしゃるとおり、そういう土砂災害警戒区域等をしっかりと——せっかく国の経済対策がありますので、それを使って、土砂災害警戒区域等を優先的

に今回うまく市町村がやれるということで理解してもらって結構です。

○緒方勇二委員 ゼひ、県民を危なきから救っていただくような対策につながるようなしつかりとしたその基でありますから、ゼひよろしくお願ひ申し上げます。要望です。

○西山宗孝委員長 要望ということで。ほかにございませんか。

○河津修司委員 関連していいですか。

今の説明では、新しく土砂災害地域を測量する、地籍調査をするというような話のように聞こえましたが、これは、たまたまその地籍調査を計画している市町村に対して、この国土強靱化の助成金のほうが有利であるからそっちでやるというような話じゃないんですか。

○伊藤技術管理課長 たまたまというか、土砂災害警戒区域等を、そちらを含んで国土強靱化を進められる市町村があれば、そこに経済対策を入れようという、追加しようという、そういうことです、今回の要求は。

○河津修司委員 だから、その市町村によって、土砂災害警戒区域を新たに地籍に追加をする。元来計画してある場所じゃなくて、区域じゃなくて、新しくそれを優先的にやるという話なんですか。違うんじゃないですか。

○伊藤技術管理課長 そういう市町村と、もともとそこをやるつもりだったという市町村と、いろいろ分かれているという状況です。

○清藤農村振興局長 まず、地籍調査の進捗状況を言いますと、熊本県下45市町村のうち、既に31町村は終わってまして、県全体の進捗率が85%、そもそも進んでます。

今市町村においては、県内14市町村で調査を進めてまして、それについては計画的に、土地ですので、都市部とかそういう、市町村によって優先順位をつけながら調査を進めさせていただいております。

来年度調査を計画する中で、今回国土強靭化の予算の中で、そういう災害危険区域とかを含むところは優先性が高いので、来年度計画的に市町村が進める中で、そういう区域を含むところは補正予算の対象にしますよという国の対策がありますので、そういうところに合致する市町村分を今回補正予算で前倒しでやりましょうということで位置づけて、有利的に、年度予算が大体7～8億分を、この補正予算を活用することで10億以上の予算が確保できるので、そうやって市町村の全体の地籍調査の進捗を図るということで、うまく国の補正予算制度を活用して、今回進捗を図るという目的で計上させていただいたものでございます。

以上です。

○河津修司委員 分かりました。

○磯田毅委員 本県の農林水産物は、ほとんどがトラック輸送で県外に出されるということなんですけれども、全体の量が数十万トン、まあちょっと量は分かりませんけれども、ほとんどがトラック輸送ができるということからして、今回の補正予算でも、トラック1台につき幾らという補助金がついてますけれども、ただ、トラック業界としては、働き方改革での運転手不足とか、そして、今回の一時的な補填があっても、持続的なトラック輸送というのが、農林水産物の安定した輸送というのはできるのか、ちょっと私は不安に思って、そのところは、やっぱり運賃改正とかということまで踏み込まないと、今回だけの対策じゃ無理だと。

そして、さっき言いましたように、運転手

の確保が非常に難しくなっている中で、この輸送地帯の熊本県としては、この輸送の安定というのをどういうふうに図っていくのか、今回の補正でどういう影響があるのかというのを含めてお願ひしたいと思います。

○阪本政策審議監 輸送対策につきましては、議員御指摘のとおり制度改正もありまして、時間外が制限されるとか、あとコストも上がっておりますけれども、そうした中、本県の場合は、トラック輸送に御案内のとおり頼っている部分がございます。それにつきましては、経済連さんとかと一緒に協議会もつくっておりまして、そこと連携して協議を進めております。

過去、そうした中で、どういった効率的な輸送ができるのかというのをモデル的に事業もやっておりますけれども、そうした成果をまた踏まえながら、短時間化とかこうした輸送の効率化をより目指して議論を進めているところでございまして、できるだけトラック業界とも一緒に協議しておりますので、そうしたところを成果として反映させていきたいと思っております。

○楮本生産経営局長 ちょっと状況だけお話をさせていただきたいと思いますけれども、ほぼほぼ大型のトラック輸送といいますのは、多分JA関係のものになろうかと思っております。

審議監もお話がございましたけれども、経済連とJA、それからトラック業界の方々で協議会をつくられておりまして、そちらのほうで大体運賃の交渉はされているというふうに聞いております。年度当初といいますか、その年の運賃につきましては、当初にもう決まってしまいますので、途中で変更するというのはなかなか厳しい状況だというような状況でございます。

一方で、こういう状況でございますので、

経済連、JAとしましても、運賃につきましては、今検討されているというようなことを聞いております。それにつきましては、来年度以降の分で反映させていくというような状況だというふうに聞いておりますので、今後の検討を見守っていきたいというふうに思っているところでございます。

○磯田毅委員 今日は、雪、積雪というのが問題になりましたけれども、私の農協でも、毎日トラックで20台とか25台とかいう10トン車で運送しているわけなんですけれども、積雪もあって、輸送が止まるということもあって、非常にこの影響が大きいわけなんですね。

安定したトラック輸送というのは、ちょっとここは関係なかったですけれども、こういった面での対策も強化していただきたいと。これは要望ですけれども、お願ひします。

○西山宗孝委員長 御意見、御要望として賜っておきます。

ほかにございませんか。

○河津修司委員 大切畑ダムの変更契約なんですが、もう大幅な工期の延長ということで、いろいろ問題があることは事前の説明でもある程度分かりましたが、もうこれ以上は延びないですよね。31ページ。

○永田農地整備課長 令和7年度内の完成を目指して、しっかりと頑張ってまいります。

現時点では、延びるという要素は今のところないんですが、何分地盤を掘削しながら、その土質とかそういう状況で見えない部分があるので、絶対ないかと言われたら、ないとは言い切れませんが、しっかりと令和7年度内の完成を目指して頑張ってまいります。

○河津修司委員 地元受益者も、もう早く造

ってほしいと願っておりますので、何とかもうこれ以上延びないように、絶対ないとは言えないという、その事情は分かりますけれども、なるべく延ばさないようにしっかりとやっていただきたいというふうに、これは要望しておきます。

○西山宗孝委員長 要望ということで。

○永田農地整備課長 しっかりと頑張ります。承知しました。

○西山宗孝委員長 ほかにございませんか。
(「ありません」と呼ぶ者あり)

○西山宗孝委員長 なければ、以上で後半グループの質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第14号、第18号から第22号まで及び第44号について、一括して採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西山宗孝委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外7件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西山宗孝委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外7件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出こととしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西山宗孝委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が6件あっておりま

すので、まず、報告について、執行部の説明を求める後、質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いいたします。

○中島農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

報告資料①をお願いします。

高木議員の一般質問において、知事が答弁したところですが、TSMC進出効果を最大化するグランドデザインを目指した取組について御説明いたします。

まず、1、農振除外を伴う土地利用調整への対応についてです。

資料中、左側に、背景、課題を掲載しておりますが、端的に申し上げますと、TSMCの進出を契機に半導体関連企業の進出意欲が高まっており、それに対応する用地の迅速な確保が求められています。一方、周辺地域には優良農地が多く、農地を確保していくことも重要です。

このため、農業と工業のバランスを取りながら、限りある土地をいかに有効に活用し、効率的に土地利用調整を行っていくかが喫緊の課題となっています。

右側の対応方針を御覧ください。

農業振興との両立を図りつつ、企業進出やそれに伴う住宅団地の整備を迅速かつ円滑に進めるため、意欲的に土地利用調整に取り組む市町村が、農村産業法などの特例法を活用して、基盤整備が行われていない農用地等に企業や住宅を集約、誘導できるように支援していきたいと考えております。

具体的には、府内に半導体拠点推進調整会議を年内に設置し、各種の法令手続を含めた相談、調整を一元的に受け付け、必要な助言を行ってまいります。さらに、農振除外と併せて、市街化調整区域における地区計画など、ほかの法令の手続を並行して進めるなど、集中的に市町村を支援し、手続のスピードアップを図ってまいります。

あわせて、市町村に特例法の活用を働きかけるとともに、市町村の関係職員を対象に特例法の活用や手続期間の短縮のための研修会を開催するなど、市町村の取組を積極的に支援してまいります。

次に、2、県内全域への効果波及に向けた対応についてです。

TSMCの進出効果を県内全域に波及させていくため、市町村の期待や懸念、取り組みたい施策につきまして、全市町村と年明けから意見交換を行ってまいります。

なお、この内容につきましては、総務、経済環境、建設の各常任委員会においても、担当課から御説明いたします。

農地・担い手支援課は以上です。

○徳永農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

報告資料②をお願いします。

災害復旧事業の進捗状況等について御説明いたします。

1ページをお願いします。

1、令和2年7月豪雨等災害復旧事業の進捗状況でございます。

上段のグラフは、県事業です。

土木部及び農林水産部の合計で、全体事業費496億円に対し、令和4年11月末の契約額は360億円で、73%が契約済みとなっております。

なお、下段は、参考まで、市町村事業の状況を掲載しております。

2ページをお願いします。

2、県工事の不調、不落の状況です。

上段、①のグラフは、熊本地震後の年度別の状況、下段の②のグラフは、令和3年4月以降の月別の状況、3ページの③は、令和4年度の発注機関別の状況です。

2ページ上部の枠内に状況をまとめております。

県工事の不調、不落率は、令和2年7月豪

雨災害以降、令和3年11月にかけ上昇し、その後下降傾向にありましたが、令和4年度に入り、発注の増加に伴い上昇している状況です。地域別では、令和2年7月豪雨災害に係る災害関連工事が集中している球磨地域において、特に不調、不落率が高くなっています。

3ページ下段に、入札契約制度の今後の運用について記載しております。

概要を御説明いたします。

(1)は、球磨地域振興局管内における令和2年災害復旧工事の受注件数を総合評価で加点評価するものです。

(2)は、芦北及び球磨地域振興局管内における令和2年災害復旧工事の余裕期間を最大6か月間に拡大するものです。

(3)は、主任技術者の専任を要する請負金額が4,000万円以上に引上げになり、現場代理人の兼任要件も同額に引き上げるもので

す。

参考として、これまでの不調、不落対策を一覧にしております。

引き続き、一日も早い復旧、復興に取り組んでまいります。

農林水産政策課は以上です。

○高野農業技術課長 農業技術課でございます。

③の資料によりまして、みどりの食料システム法に基づく基本計画の策定について御説明いたします。

1ページをお願いします。

6月の委員会で御紹介しましたみどりの食料システム法については、本年7月1日に施行され、環境と調和の取れた食料システムの確立に関する基本理念と農林漁業に由来する環境負荷の低減を図る事業活動等に関する認定制度の創設が図られたところです。農林漁業者がこの認定を受けますと、税制や融資に

による支援を受けられます。

認定制度の流れは、まず、国が基本方針を示し、次に、県と市町村は共同して、国の基本方針に基づく基本計画を策定し、国の同意を受けます。県、市町村共同の基本計画ができた後に、農林漁業者は、環境負荷低減に係る活動計画の認定を県に申請し、認定を受けることができます。

国の基本方針につきましては、右側のように9月に公表されましたので、県では、市町村との協議等を行うとともに、11月に新たに協議会を設けて、19の関係団体等から意見を伺い、計画の案を策定しました。来年2月までに国の同意を得る予定でございます。

2ページをお願いします。

県が策定しました基本計画案の内容を御説明します。

まず、計画の期間は、既存の地下水と土を育む農業推進計画の期間とそろえまして、令和4年度から令和6年度とし、推進方向としまして、環境に優しい農林水産業と稼げる農林水産業の両立を目指します。

目標、指標としまして、既存の計画目標に合わせまして、化学農薬と化学肥料の20%低減を目指します。また、CO₂削減のため、施設園芸において燃油削減に取り組む割合を90%に引き上げる目標を設定します。

推進体制は、計画策定に当たって設立しましたみどりの農林水産業推進協議会が中心となり、関係団体等と一体となって推進を行います。

推進方針、方策については、まず、Iのくまもとグリーン農業の推進としまして、持続可能な栽培体系への転換を進めるため、①から⑤までの生産方式や防除、施肥等に係る取組を進めます。

次に、IIのCO₂のゼロエミッション化としまして、(1)温室効果ガスの排出削減、(2)温室効果ガスの吸収促進を進めるため、省エネ施設の導入や土壤炭素貯留推進、適切な森

林整備や藻場の造成によるCO₂吸収促進等の取組を進めます。

また、Ⅲで、それらを基幹的に支える取組としまして、(1)基盤確立事業の導入・普及推進として、新技術導入や試験研究を、(2)スマート農業の有効活用と農業支援サービス事業体の育成、(3)有機農業の取組拡大に向けた環境整備としまして、団地化やサポート体制整備、(4)の耕畜連携の推進としまして、堆肥の高品質化や広域流通の推進、(5)環境にやさしい農産物の流通拡大と消費者への理解促進としまして、グリーン農産物やGAPの推進等に取り組むこととしております。

農業技術課の説明は以上です。

○池田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

報告資料の④をお願いします。

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しについてでございます。

まず、1ページをお願いします。

まず、交付金の趣旨についてでございますが、米の需給安定や食料自給率の向上など、水田のフル活用を図るため、麦、大豆等の主食用米以外の作付の推進や地域の特色ある産地づくりに対して、国が交付金による支援を行うものでございます。

支援内容についてでございますが、国が定める麦、大豆等の戦略作物を対象とした戦略作物助成と、県及び各地域農業再生協議会が策定する水田収益力強化ビジョンに基づく産地づくり等を支援します国、県の産地交付金が中心となっております。

具体的な交付単価につきましては、資料中ほどの表のとおりとなっております。

また、本県への交付状況についてでございますが、令和3年度で136億円となっているところでございます。

2ページをお願いします。

交付対象水田の見直しの経緯でございますが、一番上にあります、平成28年に、財務省のほうから、米の生産ができない農地などを交付対象から除外すべき、あるいは除外すべき基準を明確にし、厳正な運用が行われるべきなどの指摘がございまして、これを受け、農水省が、平成29年4月から、資料中ほどの赤字で示しておりますように、湛水設備を有しない、いわゆる畦畔がない、あるいは用水路を有しない農地は、交付対象から除くとの制度の見直しを行っております。

さらに下段でございますが、令和3年12月、農水省は、令和4年から8年までの今後5年間に一度も水張りが行われてない、要は水稻作付が行われていない農地につきましては、令和9年度以降交付対象水田としないとする新たな見直し方針を示し、5年間水張りを困難とする事情についても調査を実施しているところです。

下のページですけれども、その5年間の水張りルールの具体化について、先月、農水省から内容が示されました。

内容につきましては、囲みにありますとおりでございまして、1ポツ目の5年間水張りが行われていない農地は交付対象としないというふうにしておりまして、このルールにつきましては、目的と書いてありますように、転換作物が固定化している水田は、畠地化を促し、水田機能を有する農地については、転換作物の生産を行う場合は、ブロックローション体系の再構築を促す目的で実施するというふうにしております。

ただし、2ポツ目でございますけれども、災害復旧関連事業あるいは基盤整備事業を実施中の農地で、将来確実に水張りができる場合につきましては、対象水田から除外しないというふうになっておるところでございます。

めくっていただいて、4ページをお願いします。

交付対象水田の見直しに係る県の対応でございます。

まず、国への要望ですが、本年5月、10月、国に対しまして、地域特有の課題等の十分な検証と運用を行うよう要望を行っております。

また、本年4月から7月にかけまして、県内各地域の課題について調査を実施いたしました。

各地域からは、地震等の災害で、現状で水張り困難な農地があります、あるいは、中山間を中心に、水稻以外の作物の生産体系が既に定着しており、対象外となれば、離農、耕作放棄地の増加の懸念がございます、あるいは、麦、大豆の戦略作物の収入に占める交付金の割合が高い、対象外となれば営農継続に支障を来すなどの課題が寄せられております。これにつきましては、国にも報告を行ったところでございます。

最後に、今後の方針についてですが、今回のルールの具体化を受けまして、水張り困難な農地の一筆調査を行いまして、見直しにより影響を受ける具体的な農地の所在あるいは要因、あるいは今後の作付意向などを把握することとしております。

調査により判明した課題につきましては、地域協議会と連携しましてブロックローテーションなどの対応を促すとともに、地域農業者が安心して営農継続ができるよう、必要に応じて、引き続き国に提案、要望してまいりたいというふうに考えております。

農産園芸課は以上でございます。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。

報告資料⑤をお願いします。

高病原性鳥インフルエンザへの対応について御報告します。

1ページをお願いします。

令和4年度の国内における高病原性鳥インフルエンザの発生状況でございます。

資料は、令和4年12月16日時点の発生状況を記しておりますが、本日までの間に、さらに全国で3事例の発生がござりますので、最新の数字に修正の上、説明させていただきます。

現在までに、国内で21道県、40事例、653万羽の家禽が殺処分されております。北海道から九州・沖縄まで広い範囲での発生が見られています。

九州内では、鹿児島、宮崎、佐賀、沖縄、福岡での発生が確認され、特に県境に接する鹿児島県出水市では、これまでに9事例、126万羽が殺処分されており、本県での発生リスクも非常に高まっております。

なお、昨年同時期に比べ、野鳥で109事例、家禽で31事例、令和2年同時期に比べ、野鳥で93事例、家禽で12事例多い状況であり、これまで最悪だった令和2年シーズンの発生スピードをも上回っております。

2ページをお願いします。

九州での発生状況を平成26年以降について取りまとめております。

熊本県は、平成26年、28年、令和3年にそれぞれ発生しております。九州でも、長崎県以外の県で発生が見られています。

全国の発生状況を見てみると、令和元年までは発生しない年も見られておりましたが、令和2年以降、3年連続して発生しており、事例数、羽数とも増加傾向にございます。

また、平成26年は、12月16日から翌1月18日までの発生が確認されておりますが、令和2年、3年と発生の時期が11月に早まる一方、令和3年シーズンは、5月14日まで発生が確認されており、確認時期が遅い状況となっております。

なお、本年度は、これまでで最も早い10月に発生が確認されております。

3ページをお願いします。

本県におけるこれまでの取組状況です。

左側に平時の対応を、右側に発生を受けての対応を記しております。

まず、平時における対応でございます。

日頃から、養鶏農家や関係機関に対し、情報の提供や注意喚起を行っております。

また、11月1日から翌年4月30日までを鳥インフルエンザ特別防疫対策期間と定め、防疫対策を一段引き上げて強化しております。

そのほかに、モニタリング検査や農場ごとの自主点検なども実施しています。

さらに、昨年度の南関町での発生時の防疫作業を検証し、今年9月に防疫マニュアルを改定しました。新たなマニュアルを踏まえ、各種研修会や防疫演習等を実施しております。

次に、本年10月の岡山県、北海道の農場における発生後の対応を御説明します。

まず、国内の初発を受け、防疫態勢レベルを1に引き上げるとともに、熊本県鳥インフルエンザ緊急防疫対策会議を開催し、農業団体等関係機関に情報提供を行っております。

11月2日には、知事による消毒命令を発出するとともに、全農場に対し、消石灰を配付することとしました。12月10日までに全農場に配付済みとなっております。

また、11月18日に、鹿児島県出水市での発生を受け、防疫態勢レベルを2に引き上げるとともに、農林水産部長を議長とする熊本県鳥インフルエンザ対策会議を開催し、本県関係部局の協力体制の確立及び連絡調整を図っております。12月9日までに家畜保健衛生所立入りによる消石灰の散布状況の確認を終了しております。

さらに、12月13日の長洲町での野鳥の陽性事例を受け、半径3キロ以内の2農場に立入り検査を行い、異常がないことを確認するとともに、全養鶏農家や関係機関への情報発信、注意喚起も引き続き実施しております。

4ページをお願いします。

知事による消毒命令については、県内にお

ける高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため、令和4年11月5日から令和5年1月31日までに消石灰等の消毒薬を飼養施設内に散布することを緊急的に農家に義務づけるものです。右の図や写真のように、鶏舎の周囲や衛生管理区域境界に散布するものでございます。

5ページをお願いします。

県内における養鶏農場数、羽数を地域振興局ごとに表、図にしたものです。

玉名、菊池、阿蘇などの県北地域や球磨地域などに多く飼養されております。

6ページをお願いいたします。

最後に、参考までに、昨年の南関町での発生時の対応状況をタイムラインで説明します。

まず、12月2日11時30分に農場から家保に対し、異常鶏の通報があつております。16時に簡易検査で陽性が確認され、17時30分に知事を本部長とする熊本県鳥インフルエンザ防疫対策本部会議を開催しております。その後、翌12月3日午前0時に、県職員応援者の第1クールが県庁を出発しています。4時に遺伝子検査で陽性となり、同時刻に殺処分等の防疫措置を開始しています。翌12月4日3時52分に殺処分終了、12月5日10時8分に埋却、消毒を終了し、農場における防疫措置を終了しております。

なお、昨年の発生では6万7,000羽規模であったこともあり、自衛隊への応援要請を行わず、全て県職員等で実施しております。

農場での防疫措置終了から21日後の12月27日に制限区域や消毒ポイントを解除し、全ての防疫措置を終了しました。

畜産課は以上です。

○吉住むらづくり課長 ⑥の令和3年度の野生鳥獣による農作物被害状況についてをお願いいたします。

1ページをお願いします。

令和3年度の農作物被害額は、5億3,761万円でございました。昨年度から1,000万円減少しております。

折れ線グラフを御覧ください。

赤い線の本県の鳥獣による農作物被害の全額は、平成22年度の8億4,500万円をピークに減少傾向でございましたが、最近3か年は、水色の線、カモの被害が増加しており、全体としては横ばい傾向ということでございます。

右の表を御覧ください。

獣種別に見ますと、イノシシ、鹿など、ほとんどの獣種で被害が減少しましたが、カモ類が増加をしております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

棒グラフを御覧ください。

地域別に見ますと、左から2番目の玉名でカモの被害が増加しております。ほかにも、一番左の八代で被害額が増えております。また、芦北と菊池でイノシシの被害が増加し、球磨で鹿の被害が増えております。

令和3年度の地域別の被害の傾向は、一言で言いますと、カモの被害が、特に玉名と八代で増加したということでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

本県が進める鳥獣被害対策の概念図を載せております。

左側の青い囲みとイメージ図の矢印の部分の対策部分を併せて御覧ください。

本県の鳥獣被害対策の基本は、まず、えづけSTOP！対策でございます。

これは、集落みんなで被害を与える鳥獣の生態を勉強して、次に、餌になる放置された果樹や収穫残りをなくす、さらに、集落や圃場周辺から潜み場となるやぶや茂みをなくすということでございます。

それから、2番のしっかり侵入防止柵で囲いまして、3番、捕獲を行うということで、

4番目に、捕獲した鳥獣のジビエ利活用を進めというものでございます。

近年増加しているカモにつきましては、②の農地への侵入と被害防止、これが非常に難しいということでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

令和3年度に行いましたカモ類の被害防止対策の取組でございます。

カモは、飛んできますものですから、侵入防止対策が非常に取りづらいということでございます。これまで、こういうことで効果的な対策は確立されていないというのが状況でございます。

左下の地図を御覧ください。

赤くなるほど被害率が高くなっています。おおむね海に近いとか、比較的新しい干拓地であるとか、住宅から遠い、または、その大きな水路が近くにあるような圃場で被害が多く発生をしております。

右側には、昨年度行った対策の状況の写真を添付しております。

この写真にありますように、圃場に吹き流しを設置したり、レーザーライトによる追い払い装置の設置などを进行了。これをやれば大丈夫というような対策は見つからなかったものの、幾つか組み合わせていけば効果が少し現れるというのもございました。

これらの結果を基にして暫定的な対策マニュアルを作成し、被害の防止対策を進めておるところでございます。

地図は、八代を載せておりますが、玉名でも昨年度に同じような対策を実施しております。いろいろ模索しながら取り組んでいるというようなところでございます。

続きまして、5ページに関連データを載せております。

左側中ほどに、イノシシ、鹿の捕獲数を載せております。

令和3年度は、合わせて5万7,500頭の捕

獲をしております。前年度から2,000頭ほど減少しておりますし、イノシシの捕獲が5,000頭弱少なくなっています。イノシシの捕獲が少なくなった理由は不明ですが、令和2年度かなりたくさん捕獲をしておりますので、その効果が出たのではないかというふうに思っているところでございます。

むらづくり課は以上でございます。

○西山宗孝委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前川收委員 まず、TSMC進出関係のグランドデザインについてありますが、9月議会でしたかね、私も委員会の中でお話をさせていただきました。この委員の中では、一番地元に近いということですかね、進出地域が周辺にある議員としてよく話を聞くのが、進出意欲はあっても、土地の条件がなかなか難しくて、進出を諦めざるを得ないという状況、これはマスコミ等も通じながら話が来ています。

当然、進出意欲があることと、企業が100%きちっと来ていただきたいとは思ってますけれども、バランスというのがとても大事だと思ってまして、優良農地をしっかりと守り、なおかつ、その中から、たとえ農地であっても、ここは企業進出でいいんじゃないかという、そういうめり張りのある判断を市町村とともにしっかりとやってください。そうしていかないと、今可能性がある土地は物すごく高騰して、ちょっと普通に考えれば考えられないぐらいの土地の値段に市場がなっているという状況もあります。

それはそれで、今度は、そうなったらもう来たい人も来れないというんですかね、買えないというそんな事象も生まれるんじゃないかというふうに思ってますので、しっかりと市

町村と連携を取ってやっていただければというふうに思っておりますので、これは要望として言っておきます。

それともう1つ、すみません。

6番の野生鳥獣農作物被害状況ということでありました。一番最後のページで、5ページでありますが、イノシシの被害は減ったというお話で、実態的な数字としては、そういう数字に出ているのかなというふうには思いますが、我々の肌感覚でいくと、イノシシは減ってはいません。被害は減ったかもしれません。出てきている被害の数字は減ったかもしれませんのが、イノシシは間違いなく増えています。我々の生活の周りにたくさん今イノシシも鹿も出てきているというのが、私は現状だというふうに思ってます。

被害を減らすために、防護柵や電柵という形で、今度の補正予算にも入ってましたけれども、それはそれでしっかりとやっていただくということはありがたいことありますが、やっぱり抜本的に減らすという政策をしっかりと前に進めない限り、柵のどっちが中か外か私は分からぬと、今よく言いますけれども、本当にその柵の外では増えてきておりますので、これは抜本的に減らすためには、やっぱり捕獲活動の支援というものが欠かせないというふうに思ってます。

以前の農林水産大臣に1頭5万円出してくださいって私はお願いに行ったことが本当にありました。それはなかなか簡単ではないんですが、いずれにしても、支援交付金をしっかりと上乗せしていくと、上げていくということで狩猟者の皆さん方の意欲を高めるということ以外、何か方法が別にあれば別ですけれども、方法がないんじゃないかなというふうに思ってます。

そこで、一番最後のページの5ページの③で、イノシシ、鹿、猿、それぞれに国の上限単価は決まってますが、市町村の上乗せがあるということ、そして、その運用がばらばら

だというお話を、以前ここの委員会でさせていただきました。

現状は、まだ市町村の上乗せ状況が、ここには何か任意上乗せと全部書いてあるようですが、大体どういう形で——国と県がやってらっしゃるのは分かるんだけれども、市町村単位で幾らぐらいどうやって補助されているということは、多分把握はなさってらっしゃるんでしょうねけれども、この紙面が大きくなるからこういう形に変えてらっしゃるのかなと思いますが、できればちゃんともう出していただきたいと思うんですね。別に秘密にする必要は全くないと思うし、いろんな人たちが参考にできると思うんですよ。どこどこはこれだけやってらっしゃるよという、そういうことをですね。その点はいかがですか。

○吉住むらづくり課長 県内の市町村において、個々の市町村で上乗せしている分は、調べさせていただいております。イノシシの成獣につきましては、最高額が1万7,000円というようなところもあります。

○前川收委員 1万7,000円。

○吉住むらづくり課長 市町村ごとに、全然載せてないというところもございますので、そういうのを含めて、今後資料に出していくければなというふうに考えております。

○前川收委員 当然、イノシシがあまりいないところ、被害がそんなに見られないようなところは、その上乗せをなさる必要は多分ないんだろうと思いますから、当然、それは低くてもいいと思いますが、やっぱり中山間、山間地域等々で、市町村単位でこういう施策をやっているということはちゃんと我々も知った上で、大いに参考になると思うんですね。ぜひ、その資料をもう一回、別な機会で

結構ですので、出してもらえばと思います。

以上です。

○吉住むらづくり課長 資料の出し方はちょっと検討させていただきます。

以上でございます。

○西山宗孝委員長 ただいまのことにつきましては、後日、資料を整理した上で御提出いただきたいと思います。

ほかにありませんか。

○緒方勇二委員 TSMCの進出効果を最大化するグランドデザインについてお尋ねいたします。

まさに農工並進だろうと思いますし、農業の振興と企業進出の両立を図る、これはありがたいことだなと思います。

TSMCが出てきまして、特例法で、ああいうふうに一気呵成に、国策とはいえ、こういうことができました。そして、関連企業がたくさん来るということ、これを県内各地にということでありますが、私どもの人吉・球磨は、農用地内で非農地化したところ、過去にも一般質問でも申し上げましたけれども、現に非農地化して、しかし、農地転用とか農振の除外とか、手続がすごく長くかかる。

これは、何を言いたいかといいますと、令和2年7月もたくさんの土砂が河川にたまりましたし、ダムにもたくさんたまりました。そして今年の7月の大雨、そして台風14号、これは土捨場の確保がまさに要るんですね。

県内各地に波及効果をと言うたときに、やっぱり用地の確保をきちんとしつかぬとは思いますが、片方で、土砂の廃土先の確保の手続、これは、まさに進出効果を最大化することにつながるんだろうと思います。もう非農地化して生産性もない、こういうところは、早く手続を簡素化してあげて、熱海の

土石流の災害以来、土砂災害の3法が強化されて、やはり手続を簡素化して、市町村のこの特例法の農村産業法ですか、それからその辺のことの、土地がこういうことがありますよ、インターチェンジから15分以内とか、じゃないと企業は進出してくれませんので、やはりそういうことを、災害のもとであります河川にたまつたあるいはダムにたまつた土砂をしっかりと、改めて、往々にして第1種農地が非農地化してますので、そういうところの入会の追田を、やっぱりそういう整備をしていく、この簡素化できるような仕組みも、このスキームの中に入れていただければなと思うんですが、その辺のお考えがあるのかどうか。県内各地にその波及効果を及ぼすということありますので、そういうお考えがあるのかということをまずお尋ねしたいのと、もう1ついいですか。

○西山宗孝委員長 はい。

○緒方勇二委員 これは養豚農家から聞く話なんですけれども、鳥インフルエンザのほうは石灰の供給がすごく頂ける、豚コレラですよね、豚熱ですか、これは3俵ぐらいしかもらえないんですけどという話を聞きますけれども、先ほど5,000頭ぐらいイノシシが減ったと。福岡では捕獲頭数が減って、ひょっとすれば野生のイノシシに豚熱が入り込んだんじゃないかというようなお話を聞きますが、非常に養豚農家も危機感持っておられますし、石灰の量が、これは大丈夫なのかな、そういうお話を聞くんですけれども、その辺のお考えはどうなのかも聞かせてください。

○中島農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

今委員のほうからお話がありました。大きく2つに分けてお話をさせていただきたいと思います。

まず、今回の冒頭申し上げました農振除外を伴う土地利用調整への対応、こちらにつきまして、半導体拠点推進調整会議というようなものを設置することといたしました。

これにつきましては、資料中にもありますとおり、集中して、この期間、企業の進出を支援するという観点から、TSMCの周辺地域をまず第一に考えております。

その上で、冒頭2番のほうにありましたように、他の市町村からのいろんな要望等も聞き入れながら、内容によっては工業用地等の取得を計画されておられます市町村がおられましたら、市町村からしっかりとした計画等をまた出していただき、そちらのほうとしっかりと連携して取り組んでいくという形になるかと思っております。

また、土砂の捨場の確保、こちらにつきましては、個別具体的な事例もおありかと思います。ただ、土捨場につきましては、一時転用の手続がしっかりと取られますので、そういった具体的な事案に応じまして対応をさせていただきたいと思っております。

農地・担い手支援課は以上です。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。

先ほどの消石灰の散布ということで、まず、基本的に、防疫につきましては、各農場でしっかりとやっていただくというのが基本でございます。その中で、今回養鶏農家に対して消石灰を配付しておりますけれども、これは、先ほど説明したとおり、知事から消毒命令を発出したということもございまして、緊急的に配付したものでございます。

それと豚熱関係でございます。

現在、豚熱につきましては、野生のイノシシでの発生が山口県まで来たということで、まだ九州では野生イノシシでの発生は確認されておらないということですけれども、関門海峡の向こうまで来ているということなので、現在、野生イノシシのサーベイランスを

強化して、各県大体300頭程度を年間検査しております。熊本県も、自然保護課と一緒に、協力も仰ぎながら、獣友会の協力も得ながら、計画的にサーベイランスをやっているところでございまして、現在までに陽性の確認はありません。

ただし、いつ来るか分からないということもありますので、各養豚農家に対しては、いろんな形で注意喚起、情報提供をやっておりますので、仮に九州内で野生イノシシ等の発生が確認された場合は、ワクチン接種等をやれというような状況になってくるかと思いますので、それに向けても、県のほうでワクチン接種のプログラム案をつくって、準備を整えているところでございます。

畜産課は以上でございます。

○緒方勇二委員 TSMCのことで、土砂の廃土は一時転用だというお話をしたけれども、これは1年かけて随分申請をして、すごく時間がかかったんですね。こんな特例法があるのであれば、しっかりとこういうことで育んでいただいて、現に誰が見ても非農地化しているわけですから、それを埋めた後に、日月がかかって何年かして埋める、そういうところを、また新たに農地、採草地にすると、そういう市町村の計画としっかりと連携してほしいんですね。しなければ、台風が来るたびに、10万立米とか随分ダムにたまつたりしますし、河川は掘削をしてくださいって市民団体からもたくさん言われますし、そういうどこに捨場がしっかり確保できるんだ、市町村の公共の土捨場造ってくださいと言うてもなかなか腰を上げない。

民間がしっかりと——その地域のディベロッパーなりそういうところがしっかりと企業誘致の造成にするのか、しっかりとそういうことも育んでいただくことをしておくことが、県内各地へ波及効果が及ぶんだろうと思います。上からしっかりとその辺も、近接地だけ

はなくて、しっかりと県内全域に、そういうもうろみも含め、やはり調整をいただければありがたいなと思いますので、これは要望しておきます。

○西山宗孝委員長 要望ということで、よろしいですか。

ほかにありませんか。

○小早川宗弘委員 私も、TSMC進出効果を最大化するグランドデザインを目指してというふうなことで、関連してちょっと御質問をしたいと思いますけれども、前川先生からもお話がありましたように、農業振興、それから産業の活性化、これはバランスのよいやっぱり発展を遂げなければいけないというふうに思っております。

そういう中で、緒方先生からも、手続を簡略化してくれとか、あるいは迅速化が非常に求められるのではないかというふうな話もありまして、ここに書いてありますけれども、農村産業法、これを導入することによって、あるいは市町村がこの計画を立てることによって、その手続の迅速化というのは、ある程度図れるんでしょうか、簡略化とか。そこをちょっと聞かせてください。

○中島農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

まず、農産法、この特例について若干御説明をさせていただきたいと思います。

これにつきましては、農村地域へ産業を導入して農業従事者が就業することで、農業と産業の均衡ある発展を図っていくという観点から、これまで、大体5業種という形で、工業だったり道路貨物運送業、または倉庫業、こういった業種に限定をされております。その辺りから、土捨場、こういった事業については、該当を今のところしていません。まず、そこのところを御説明させていただきました

いと思っております。

今小早川委員のほうから御指摘のありました手続、こちらの農産法手続を活用することによりまして、先ほど説明しましたとおり、市町村が自ら農産法の計画を立てるという仕組みになっております。この仕組みをつくるに当たりましては、当然、土地関係ですので、その土地の区画整理、こういった面で市街化調整区域がたまたま重なったりした場合については、そちらの手続等も出てまいります。

そこで、市町村が、まず、この計画をつくる中で、そういう土地利用調整、その辺りを図っていく。個別に1つの法に基づいて時間が短縮するということはなかなか難しゅうございますが、それぞれの法の手続を同時並行で進めることによって、総合的に時間の短縮化につながっていくのではないかと。そういうふうに手続のスムーズな効率化を図っていくというところが、今回の事業の進め方という形になっております。

農地・担い手支援課のほうは以上です。

○小早川宗弘委員 市町村が、あくまでも計画を立てられると。先ほどからも、いろいろ市町村との連携を図っていくと。県は、あくまでも同意するだけとか、この農業関係の許認可については、非常に市町村の判断によるところが大きいと。

この農振除外にしても、農地転用についても、農業委員会の皆さん方が一応判断をするというふうな形になるとすれども、こと、このTSMC、あるいは、この農産法の適用というか、農産法を使って、この地域の開発をしていくよというふうなことであれば、県は、今までの同意というふうな姿勢では駄目で、ある程度指導していく、良質な開発を進めるために、これだけは市町村もやってくださいよというふうなことを求めていくような体制、今までのもう受け身じゃなく

て、そういうことがやっぱり必要だと思うとですね。その辺については、どういうふうに考えているのか。

先ほどから——確かに市町村との連携は必要です。ただ、今までの市町村との連携というと、皆さん方は、あくまでも、市町村から申出を受けた計画について、了承するとか同意するとかいうふうなことだけで、ある程度市町村を誘導していくというふうな姿勢でなければいけないというふうに思いますので、その件について何か御意見があれば。

○中島農地・担い手支援課長 今委員のほうから御指摘がありましたとおり、市町村のほうで農産法等の計画をつくる形になっておりますが、県としましては、農産法の市町村がつくる計画に対しまして、手続の事務の進め方、当然、先ほど言いました他法令との調整等が関係してまいりますので、農林水産部だけではなくて、例えば土木部、商工、そういったところと連携をして、県としましても、市町村も同時に関係所管の課と連携をした形で、積極的に、例えば手続の進め方、といったものに対しまして、指導、助言等を行なながら進めさせていただきたいと思っております。

○小早川宗弘委員 先ほども言いましたけれども、この農業関係の規制の許認可、ここにも課題書いてありますけれども、市町村の対応方針、スキルにばらつきがあって、この市町村ではよかばってん、この市町村では駄目というふうなことも出てくるとですよね。

ある宅建業者とのこの前懇親会がありましたけれども、農地つき宅地というのがちょっとあるんですよね。今度の農地法の改正で——今改正になっとったですかね、4月からは、もうそれが法律として宅地として自由に取引ができるようになったというふうなことをちょっと聞いたんですけども、農地つき

の宅地の取引について、これは市町村ごとに
よって対応方針が違うんですよね。八代だけ
今のところその取引ができるというふうな
状況で、非常に困ってらっしゃるという宅建
業者の方がおられたんですけども、県に聞
いても、もうそれは八代市が判断すること
ですとか、法的には、特例というかな、各市町
村では、八代市以外のところでは取引が可
能ですよというふうなこともあって、八代市は
できないというようなことで、非常に不満が
——対応が別々の対応になっているというふ
うなことで、この事例に照らしても、そういう
ことがあってはならないなというふうに思
いますので、ぜひ、またその辺は、市町村の
スキルアップ、そういうのはぜひ図っていただきたいと思います。

以上です。要望です。

○西山宗孝委員長 はい、分かりました。

ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 なければ、以上で質疑を
終了します。

ここで、私のほうから1つ御提案をさせて
いただきます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取組
の一つとして、常任委員会ごとに1年間の常
任委員会としての取組の成果を、2月定例会
終了後に県議会のホームページで公表するこ
ととしております。

つきましては、これまで委員会で各委員か
ら提起された要望、提案等の中から、執行部
において取組の進んだ項目について、私と副
委員長で取組の成果案を取りまとめた上で、
2月定例会の委員会で委員の皆様へお示しを
し、審議していただきたいと考えております
が、よろしいでしょうか。

（「はい、お願ひします」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 それでは、そのようにさ
せていただきます。

最後に、そのほかで委員から何かございま
せんか。

本日は、出席職員が限定されておりますの
で、この場でお答えできない場合につい
ては、後日回答させていただきます。

委員から何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 なければ、以上で本日の
議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして第5回農林水
産常任委員会を閉会いたします。

午後0時2分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

農林水産常任委員会委員長